

裁判所書記官印



本人調書

(この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和3年(行ウ)第11号
期日	令和7年5月15日 午後1時30分
氏名	荒川 照明
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上



せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って真実を述べ、

なにごと かく
何事も隠さず、

いつわ の
偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名

世川 照明



速 記 録 (令和7年5月15日第10回口頭弁論)

事 件 番 号 令和3年(行ウ)第11号

原告本人氏名 荒 川 照 明

原告ら代理人 (五來)

甲第51号証を示す

1ページを見てください。ここに署名捺印がありますが、これはあなたの
ものですか。

はい、そうです。

これは、私があなたからお話を聞いてまとめたものということですね。

はい、そうです。

目を通してありますか。

はい、通しております。

特に訂正するようなところがありますか。

特にありません。

甲第72号証を示す

(3ページ) 甲第37号証を見てください。鮎川流域の洪水爪痕の記録写
真集とありますね。

はい。

これを作成したのはあなたですか。

はい、私と原告団で作成しました。

この中に空中から写した写真とか、いろいろ写真があるんですが、これを
撮影したのもあなたですね。

はい、私も撮影したし、原告団の撮影も合わせました。

あなたが代表でということですよ。

はい、そうです。

(4ページ) 甲第46号証の3ページを見てください。この写真を撮影し

たのはあなたですか。

はい、私です。

(5 ページ) 甲第 4 6 号証の 4 ページを見てください。これを写したのはあなたですか。

その右下の番号 8 番だけは原告団の森川さんで、それ以外は私が撮影しました。

(6 ページ) 甲第 4 9 号証の 3 ページの写真を見てください。これを写したのはあなたですか。

はい、そうです。

あなたが、本件処分場の建設計画を知るようになったのはいつですか。

2020 年の 5 月 26 日に茨城県知事が処分場の候補地を決定したということが公表されましたので、そのときです。

それから、あなたは本件の処分場の建設決定経過について調べ始めたんですね。

はい。

建設予定地の選定は、茨城県が策定した基本方針の下に、検討委員会で検討されてきたんですね。

はい。

本件建設予定地に決定された経緯の中で、あなたは何が問題だと考えましたか。

外部搬入道路の問題と、広い谷間に処分場を造るということです。その処分場の予定地の問題については、原告の鈴木鐸土さんが、前回の本人尋問で述べられたところですよ。

はい、そうです。

ここで、外部搬入道路というのは、候補地選定に当たっての問題だと思いますが、そもそも候補地選定の方法は、1 次から 3 次までの 3 回にわたる

スクリーニングを行って選定した候補地の中から、県が決定するという方法をとったわけですね。

はい、そうですね。

では、その中で、外部搬入道路の問題というのはどういうことですか。

この1次スクリーニングで、搬入道路については、2車線の道路の主要道路から1キロ以内に設置するということが決められております。もう1つ、幅員についてですけれども、幅員については5.5メートル以上ということが決められておりました。

(7ページ) 乙第8号証の5の4ページを見てください。ここに緑で囲っていますが、要件としては、「2車線以上の車線の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域」、その設定の趣旨が、「幅員は、大型車が通行できる道路幅(5.5m以上)を考慮」という、このことですね。

はい、そうです。

2車線以上の幅員を有する道路のことを、茨城県は主要道路と言っていますが、本件予定地で言うと、当初はどの道路になってたんですか。

最初は、国道6号に鮎川橋北交差点があります。鮎川橋北交差点から上諏訪通りを通って太田まで行く道路を設定されておりました。

甲第64号証を示す

右側の真ん中辺りに、国道6号線に鮎川橋北交差点という表示がありますよね。

はい。

この交差点から、山側に黄色い線が出てますが、この道路のことを言っているんですか。

はい、そうですね。

結局、本件処分場については、この道路が搬入予定路というふうにされたんですか。

はい。

最終的にそういうふうになったんですか。ここの鮎川橋北交差点から。

いや、その後は、国道6号の鮎川橋北交差点の南側に油縄子交差点があります。その油縄子交差点から、その先は梅林通りですけども、その梅林通りから37号につながっているのが、次に発表されたものです。

そうすると、今の、鮎川橋北交差点から曲がる、入っていく道路については、どうして搬入路にならなかったんですか。

これは、上諏訪通りと言われまして、1車線であるし、その入口に、大型車の進入禁止という表示板が付いておるといことですね、進入できませんといことですね。

甲第72号証を示す

(9ページ) 甲第65号証を見てください。これらの写真は、あなたが撮影したものですか。

はい、そうです。

下側の写真、2枚ありますが、下の右側の写真は、どういうところを写したんですか。

この場所の北側から水戸側を写した写真です。

そうすると、上諏訪通りは、この写真の中の矢印の方向にありますが、矢印の方向に行ったところといことですね。

はい、そうです。

下の左側の写真は、どういう写真ですか。

これは南側から撮った写真で、水戸とか東海方面から北側に向かって撮った写真です。

いずれの写真にも、上諏訪通りについては、大型車通行止めの交通標識があるといことですね。

はい、そうです。

上の写真は、何ですか。

これは、上諏訪通りの先に、梅林通りにつながっている上諏訪橋があります。この上諏訪橋から国道6号側、鮎川橋北交差点側に向かって撮った写真です。

そうすると、ここの標識はどうなっているんですか。

これも、同じく大型車進入禁止の標識が付いております。

そういうことで、上諏訪通りは大型車が通れない道路だったということですね。

はい、そうです。

それで搬入道路としては、その後、どうなったんですか。

さっきの、国道6号の南側の油縄子交差点から太田の方向に向かうということが提案されていました。

(10ページ) 甲第64号証を見てください。鮎川橋北交差点の南側にある油縄子交差点から山側に入っていく左側方向にある、ゆなご保育園の前を通って常陸太田方面に向かう道路、それに変更されたということですね。

はい、そうです。

この国道6号線の油縄湖子交差点から上諏訪橋までが、梅林通りと呼ばれているんですね。

はい。

そうすると、この梅林通りから県道37号を搬入道路とした場合、何が問題になるんですか。

特に、太田側には国道349号線がありますけども、そこから処分場の間までは、大部分が1車線なんで、1車線では大型車は通れないということです。

1車線のところがあるというのは、あなたは確認したんですか。

はい、確認しておりますし、センターラインが書いてないので、通れば分かります。

あと、そのほかに、先ほどの、5.5メートル以上という要件についてはどうですか。

この梅林通りから処分場までは、センターラインがあって5.5メートル以上ということになっておりますので、大体、満たしているということですね。

常陸太田市方面から入ってくる道路はどうなんですか。

そちら1車線なんで、5.5メートル未満ということです。

5.5メートル以上というのは、どういうところから来てるんでしょうか。

これは、道路構造令という省令がありまして、その中で、車線の幅が決められておりまして、一番少ないのが2.75メートル。ところが、2車線の場合はその倍で5.5メートルということが決められております。

その数値は、仮に5.5メートル以上、5.5メートルを満たしているとしても、大型車にとっては余裕のある数値なんでしょうか。

これは、大変厳しいですね。特に、擦れ違い、追越し、その場合は、5.5メートルというのは厳しいんで、対向になった場合は、片一方の車は止まって待ってるという状態が実態です。

幅員が5.5メートル未満のところがあるというのは、あなたは確認してたんですか。

はい、確認しております。

実際に、測定したんですか。

はい、測定しました。

(12ページ) 甲第67号証を見てください。これはどういうものですか。

これは、太田側から処分場までの間は1車線なんで、そこで、ある

ポイントを決めて測定した結果です。大体、4メートルから5メートル前後以下になっております。

ここで測ったところは、5.5メートル以上を満たしていないということですね。

はい、そうです。

幅員とした道路の幅は、どういうふうに測ったんですか。

その道路の外側に白線があります。その2つの白線の内側のところを測りました。

(13ページ) 甲第67号証の2ページ、3ページの写真を見てください。例えば、2ページの右側の写真を見ると、白線と白線の内側の間を、巻尺で実際に測ったということですね。

はい、そうです。

その結果というのは、先ほど示した(12ページ) 甲第67号証1ページの測定結果表というのに示したとおりですね。

はい。

その測った具体的な場所は、(14ページ) 甲第67号証の4ページ、(15ページ) 5ページで、表の番号に併せて、地図で示しているということですね。

はい、そうです。

これらは、常陸太田市側から処分場予定地までの間ということですよ。

はい。

油縄子交差点から予定地までの間で、5.5メートル未満という箇所がありますか。

ここはセンターラインがあります。で、2車線なんで、もう5.5メートルは満たしていると思います。

(16ページ) 甲第66号証を見てください。ここは、センターラインが

ある。（10ページ）甲第64号証の地図を見てください。今の写真を写した場所は、この、つくしんぼ保育園という表示のある下側に、「大型車通行中 写真箇所」という、その箇所ですね。

はい、そうです。

もう一度、（16ページ）甲第66号証の写真を見てください。ここは、おっしゃるとおりセンターラインが引いてありますんで、幅員5.5メートル以上という条件は満たす道路だろうというふうに思われるわけですね。

はい。

上の写真は、何を示していますか。

これは大型車が対向しておりまして、右側の大型車は止まっております。擦れ違いするときには、そういう形で、大型車が片一方は止まっているということです。

そうすると、センターラインが引いてある道路でも、両者が走りながら擦れ違うのが困難なところがあるということですね。

はい、そうです。

下側の写真は、何を示していますか。

これは、やっぱり、大型車がセンターラインを越えて、その上を走っている写真です。

収まりきらないで、センターラインの上を上ってるということですね。

はい、そうです。

そうしますと、幅員5.5メートル以上という条件を満たしていないと、どうなるんですか。

大型車の通行ができないということになると思います。

それが、結局、茨城県の選定委員会のスクリーニングと、どういうふうに関係しますか。

確か・・・。

先ほど、第1次スクリーニングで、幅員5.5メートル以上という条件を話されましたよね。それとの関係で言うと、その条件を、要件を満たしていないということが言えますかね。

はい、その条件を満たしておりません。

そうしますと、この条件を満たしていないと、本来であれば、スクリーニングとの関係でどうなりますか。

道路条件を満たしていないので、処分場を造ることが駄目というふうになると思います。

この5.5メートル以上というのは、基本的に、その搬入道路と、主要道路とを指定する場合は、全て、どこの箇所でも満たしていなければならないのでしょうか。

はい、そうです。

それは、どうしてだと考えますか。

これは、さっきの道路構造令の中で決まっていることだと思います。法令で決められた最低限のところだということですね。

はい。

そうすると、5.5メートルに満たない箇所というのは、本来であればスクリーニングで外されるはずだと。

はい。

実際に、選定委員会の中で、そういう議論になったというところはあるんですか。

はい、議事録がありますけども、あり方検討委員会の中で、5.5メートルに外れてるところは処分場を除外したと、その後の話でも、まあそういうことですね。

(17ページ) 乙第9号証の5の1、2ページの抜粋を見てください。あなたが言われたのは、ここの下のところの委員と事務局のやり取りですね。

委員の「主要道路が5.5m未満の箇所について、拡張すれば可能では。」という質問について、事務局は「前回の1次整備可能地の選定の段階で、主要道路が5.5mに満たない箇所は除外している。今回、改めて精査したところ、一部5.5mに満たない箇所があったので、除外した。」、こういうのがあるんですね。

はい。

だから、本来であれば、今回の予定地の本件のところも除外されるべきだというふうに、あなたはおっしゃりたいんですね。

はい、正にそのとおりです。

そうしますと、除外されるべきところなんだけれども、しかし、実際はどうだったんですか。

確か、第2次スクリーニングでしたけども、その道路の条件として、飽くまで、参考値とか、あと、道路は選定の対象外ということがはっきりとうたわれまして、そのことは、やっぱり日立に処分場を造る方向の位置付けだと思いました。

(18ページ) 乙第9号証の3を見てください。これは、2次整備可能地の選定についてというところで、真ん中辺りに道路状況という記載があります。ここで、「主要道路の幅員や交通量によっては、搬入車両の大きさや車両数の制約となる恐れがあるが、最終処分場の整備に適さない理由としての基準はないため、参考値とする。」というような記載がある、そこですね。

はい、そうです。

そういうスクリーニングのやり方と、この甲第9号証の3に示したような理由というのは、何か合理性があると思われませんか。

いや、元々、第1次スクリーニングで、日立は該当してるということでしたけども、まさかこういう形で道路問題が対象外とか参考値

というのは、私としてはとんでもないことじゃないかと思いました。
そして、3次スクリーニングではどうになりましたか。

3次スクリーニングで、13か所を設定するとき、Mという記号の
ところは、これは日立市諏訪町ですけれども、その道路については、
評価が、丸になってるんですね。全くおかしい形で評価されてお
ります。

(19ページ) 乙第10号証の6の9ページを見てください。Mの総合評
価結果とありますね。Mというのは、ここの本件の処分予定地のことを指
すんですね。

はい、これは13か所を調べたら、これは日立市諏訪町のことを言
っております。

そこの、主要道路の状況として、「センターラインのある舗装」というと
ころが、丸になっているわけですね。

はい。

これは、実態を反映してるんですか。

反映しておりません。

「センターラインのある舗装」と書いてあるんですが、本件では、それを
満たしているんですか。

センターライン舗装はされておりますけども、それで丸印、日立の
このMは丸印、こういう評価がおかしい。

だから、評価がおかしいというのは、実態を反映してないからということ
ですか。先ほど証言された、37号線の常陸太田市からの進入路を考えた
場合はどうなんですか。

実態を反映しておりません。

そうしますと、スクリーニングではこういう結果になりましたが、本来、
本件処分場予定地は、どうなるべきだったということが言えますか。

元々の道路の設定を次々変えていって、最終的に日立市諏訪町になったんですけども、この決め方自体がおかしいから、設定がおかしかったということになると思います。設定、日立を決めたこと自体身が。

だから、本来は、本件予定地は、スクリーニングで除外されるべきものだったということが言えるわけですかね。

はい、そうです。

次の問題として、この搬入道路が県道37号線と梅林通りとした場合、そのほかの問題というのは、何がありますか。

搬入道路が梅林通り、37号ということになってますけども、それ以外に、つくしんぼ保育園がありますけども、平和台霊園から下りてくる道路、そこにも、今、大型車が搬入してきてます。これは、水戸とか東海のほうから来る場合には、山側道路を通って、平和台霊園を通って行けるようになっていきますんで、それは現実にありますけども、もし、処分場ができた場合は、また、そこからも大型車が入ってくるということになります。

そうしますと、現状でも、交通量が多い住宅街を大型車が通っているということですね。

はい、そうですね。

通行量は、どのくらいの程度になっていますか。

確か、県の調査で、梅林道路では、午前7時から午後7時、12時間で、268台という記録が残っております、大変な数になっております。

(20ページ) 甲第7号証の資料の6ページを見てください。あなたがおっしゃったのは、ここの③梅林通りというところの、大型車の台数268、ここを言っているんですね。

はい、そうです。

これは、梅林通りの午前7時から午後7時のまでの12時間で268台になっているということですね。

はい。

交通事故はどうですか。

多くなっております。

(21ページ) 甲第45号証の4ページ、5ページを見てください。あなたがおっしゃるのは、ここの表1の4と、表2のDというところですかね。

はい。

そうしますと、油繩子交差点から諏訪小前交差点で40件。

はい。

油繩子交差点付近の、旧国道、梅林通り交差点が26となっておりますよね。

はい。

ただ、ここは、足すと25になるので、ちょっと計算が間違っているようですけども、そうですね。

はい。

あと、本件提訴後に、梅林通りから県道37号線沿線の住民とか利用者から、あなたに寄せられた危険な実態というのがあったと思うんですが、これは、あなたの陳述書の3ページから5ページの、アからケに記載されているということですね。

はい。

(22ページ) 甲第47号証を見てください。これは何でしょうか。

これは、2月9日と10日、早朝の時間帯で、その住んでる方の家の前の道路を通る大型車の車両数を調べて、私によこした資料です。そうしますと、2月10日は、この、細かく、何分に1台行ったとか、そういうふうに書いてあります。で、合計が書いてないんですが、計算して

みると、2月10日は、午前5時45分から午前10時の間に29台。

はい。

2月15日、午前5時45分から6時30分の間には、合計13台だった
ということを書いてますね。

はい。

(23ページ) 甲第46号証の2ページの地図を見てください。これを寄
せられた方は、⑧というところに住んでいる方ですね。

はい、そうです。

あなたは、つくしんぼ保育園の理事長になったこともあって、長年関わり
を持ってきたんですね。

はい。

梅林通りから県道37号線が、本件の処分場の搬入道路とされた場合の、
つくしんぼ保育園の園児らの危険性、これについては、本年1月20日に
現地進行協議で説明したとおりですね。

はい、そうです。

そのほか、搬入道路に関して問題点がありますか。

さっき言ったかもしれないんですけども、つくしんぼ保育園の正面
道路、平和台霊園から来る道路ですけども、そこにも大型車が通っ
てます。これは、水戸とか東海方面から、国道6号を来て、山側道
路に入って、山側道路から大型車の通行できる平和台霊園のほうの
道で、今でも大型車が来ております。それ、太田に向かっているん
ですけども、これが、もし処分場ができれば、そこにも、当然、ダ
ンプカーが入ってくるんじゃないかと思います。

そうすると、更に、つくしんぼ保育園の近辺の大型車の通行量が、交通量
が増える心配があるということですね。

はい、そうです。

次に、茨城県は、新設道路の建設を計画するようになりましたよね。

はい。

新設道路の建設によって、何が心配されますか。

新設道路、これは、もう、詳細が住民説明会でやられてますけども、4キロメートル、直線で、あと、道路幅も広いし、橋りょうもあるし、トンネルもある、そういう自然を破壊する道路になっております。

あと、不安な点というか、心配な点はありますか。

その自然破壊とともに、新しい道路ができた場合に、集中豪雨がありますけども、その桜川に降った雨が、従来は川と森で守られていましたけども、新たな道路ができることによって、新たな洪水被害が増えていくと、そういうことを心配しております。

新設道路の建設に関わっては、桜川が、直接、影響を受けるということになるんでしょうかね。

はい。今年の3月に、県が洪水申請想定区域図というのを発表しまして、この桜川の市街地の洪水の状態が明らかになったんですけど、ものすごい黄色に染まってるんですけども、もし、新しい道路ができた場合、今度はそれが、それ以上の洪水になるだろうと心配しております。

(24ページ) 甲第68号証を見てください。これが、今、あなたがおっしゃられた、洪水浸水想定区域図というやつですね。

はい、県が作成したものです。

この黄色の部分が、洪水の予想される場所というところですかね。

はい。

(25、26ページ) 甲第63号証の5ページ、6ページを見てください。これは何でしょうか。

これは、同じく県が発表した、鮎川水系の区域図です。

桜川と鮎川というのは近くを流れているんですけども、別の水系になっているんですね。

はい。

(27ページ) 甲第69号証を見てください。これは何でしょうか。

それは、鮎川と桜川、その周りの搬入道路、あと処分場の関係を示した図面です。

鮎川というのは、ここの真ん中上辺りの青い線が、「鮎川」と書いてあって、それが鮎川の流域ということですね。

はい。

で、下側に「桜川」と書いてあるんですが、その青い線が桜川ということですね。

はい。

その距離的關係と、建設地と、あと搬入道路というのは、この黒い点線の部分ということですね。

はい。

(以上 千葉真由美)

それで、処分場予定地というのは、左上のほうに書いてある場所と。

はい。

そうすると、2つの川と、新設道路の工事地と処分予定地、それぞれの位置関係を示しているということですね。

はい。

そうしますと、ここら辺の位置関係から、どういうことが言えますか。

これはもう、新設道路を造るための、自然破壊もあるし、鮎川のほうでも、トンネルもあるし、洪水被害も受けております。で、今後、新たな被害が起きた場合には、特に桜川については、さっき区域図

が出ましたけれども、あの住宅密集地に大きな被害が現れるということ
を証明しています。

ここの搬入道路のところは、今、工事してるから、本来であれば、森林地
帯だったわけですかね。

はい。

そこが伐採されているということで、今後、そこから、まあ、保水力が失
われるということになるんですかね。

はい。

(28 ページ) 甲第70号証を見てください。これは何の写真ですか。

これは、一昨年、台風13号の翌日の写真です。これで、大久保
林道が相当被害を受けているというイメージがありますが、これが
山、森林の、谷側の洪水は、こういう形で自然に循環してるんじや
ないかということになります。

大久保林道というのは、どの辺りを言うんですか。

中丸団地が下にありますけれども、中丸団地の入り口から、桜川が
上まで行きますけど、その入り口からずっと奥まで、風穴を過ぎた、
さっきのトンネルを過ぎた辺りまでが、大久保林道と言われており
ます。

甲第69号証の地図の一番下に、「山側道路」と、この地図外に書いてあ
りますが、その上の末広町の「末」という字があるところから、新設道路
の建設地ということで、点線が引いてありますが、ほぼそれに沿って林道
が続いているということでしょうか。

はい。

(29 ページ) 甲第71号証の4ページ、5ページを見てください。これ
は議事録なんですけど、ここで、福地元県会議員の方の発言を記載してるん
ですけれども、ここで言う福地さんというのは、今は県議ではないんです

ね。

はい、今は県議ではありません。

福地元県議は、日立市を選挙区としていたんですか。

はい、2020年まで5期、20年間、日立市選出の県会議員をやられておりました。

こちらで緑で囲った部分があるんですが、この発言から、どういうことが言えますか。

その福地さんが、副議長時代に新たな図面を見せられたということ、委員会で発言しております。併せて、概算費用も出たんだということ、公の場で話されておまして、私は、今までの経緯から、新たな道路というのはやっぱり造っていた、それを証明されたんだなと思いました。真実だと思いました。

新設道路をあらかじめ予定していたんだ、というふうに感じたということですか。

はい、そうです。

最後に何か言っておきたいことはありますか。

今、こういう裁判をやってますけれども、ものすごい勢いで、処分場工事、新たな進入道路の工事を進めております。あと2年11か月後には供用開始が始まるということで、私は、こういう洪水の被害が現実起きてるし、起きるだろうと言っているときに、こんな処分場道路を造ってしまい、その後の被害、これをどう考えているんだろうということを、非常に心配してます。で、私は、そういう被害を起こさないためにも、やっぱり英断を下して、処分場道路建設については、やっぱり、やめてほしいなと思っております。

被告代理人

先ほど、甲第51号証の陳述書については間違いはないというお話でしたけ

れども、それでよろしいですね。

はい。

陳述書のほうから何点かお伺いしたいんですけれども、あなたは2002年、平成14年の3月に定年退職をされて、退職後から2013年6月まで、社会福祉法人諏訪福祉会の理事長を務められたと。

はい。

で、諏訪福祉会というのは、つくしんぼ保育園を運営してる社会福祉法人だということよろしいですかね。

はい。

そのつくしんぼ保育園は、「自然にふれ思いきって遊ぼう」をモットーにされていると書かれてますが、そういうことよろしいですか。

はい。

その中身として、自然豊かな裏山や谷川は、水遊びなど、園児たちの格好な遊び場で、毎日の散歩コースになっていると、あなたの陳述書に書かれているんですが、これは、つくしんぼ保育園では、いつ頃から、こういった、毎日の散歩をされているんですか。

つくしんぼ保育園は、あそこに越してきて、20年、なるのかな。あなたの陳述書ですと、1980年、昭和55年につくしんぼ保育園が認可されたと。で、認可前から子供さんたちがお世話になっていたという話を書いてあるんですが、それより前からなんですか。

認可された時点で、新しい保育園を造りましたんで、あその場所に。そこから、散歩コースになってますね。

そうすると、昭和55年くらいからですかね。

はい。

その処分場の候補地は日立セメントの跡地なわけですが、そうすると、今の散歩等については、日立セメントの稼働中から行われていたとい

うことでよろしいんですよね。

そうですね。

日立セメントのほうの回答書というものを乙第48号証の2として提出しているんですけども、それによりますと、日立セメントは平成31年の4月に石灰石の採掘を停止したと。まあ、31年の4月ですから、令和元年のちょっと前までやっていたと。そして実際に、その日立セメントでは、当初は、石灰石の運搬をやって、昭和12年から平成31年まで、索道という、何と言うんですかね、リフトみたいなものを通して、そのほかに、不足分を補うためにダンプトラックを使っていたと。そして、更には、ズリの運搬を平成7年から開始したんだと。そこで、ダンプトラックのピークがあって、通常は1日当たり延べ80から100台のトラックが走っていたという話を書いてあるんですけども、そういった記憶はありますか。

うーん、まあ、多分そうじゃないかと思いますが、私自身は、10年くらいなので。

あと1点、日立セメントの関係で聞きたいんですけども、日立セメントでは、今のような、ダンプが走行してたこともあって、それは常陸那珂港の港湾整備のための工事のためのダンプトラックが走っていたという話なんですけれども、そのために、海洋土木建設業者とともに、運行計画などを警察署に提出して、警察のほうから、運行ルートとか運行時間等の規制をして、そのために、諏訪小学校の下のところについては、登校時間は通行しないというような対応をしていたという話を書いてあるんですけども、そういったことは聞かれたことはありますか。

あるかもしれないですね。

その上で伺いするんですけども、結局は、そういった日立セメントのダンプとかの交通量がありながらも、先ほどのつくしんぼ保育園では、ま

あ注意をされていたんでしょうけれども、皆さん、水遊びをしたりとか、散歩をしたりとかということは、ずっと長年やられてきたということですよ。

そうですね。処分場まで行くんじゃないくて、諏訪梅林ですね。

甲第47号証を示す

これは、先ほど示された、近隣の方の資料ですよ。ここの真ん中より下の辺りですけども、叔母からの話を聞いてということで書かれていて、「セメントとは近所に働いている人、“お互い様”があったから誰も文句を言わなかったけど、今は何のお世話にもなってないし、迷惑だけかけられているよね。と。」という話が書かれていますね。そして、「今セメント関係ないので。しっかり反対します！！」というふうに、書かれた人は言われているということですね。で、その下に「うるさいです！！とTELした方が良い時は教えて下さい。TELします。」、電話しますと。で、「今後この道路（メイン）となるともっと通る？？と思うとゾッとします。」と書かれてあって、下に「2024年」と書いてあるんですけども、これは、2024年に書かれたものですよ。

はい、そうです。

そうすると、「今後この道路（メイン）となると」というふうに書かれてますが、今、この処分場に関しては、新設道路の建設が決まって、そして、工事が始まっているという状況ですよ。

（うなづく）

そうすると、今の、今後メインとなるとということは、何を言われているんでしょうか。

要するに、このとき、梅林通りから37号を通すという話だったんで、そのときのことでですね。

今の、2024年というのは、今年が2025年だから、去年ですよ。

そうです。

去年ということは、もう既に新設道路の決定がされて、工事が始まっている頃だと思うんですが。

時期はそうですね。

その点については、この方は、新設道路の関係の認識がないという中で記載されているということですかね。

ただ、この方は、やっぱり新設道路ができることにも、本当にできるのかなという不安も持ってるから、もし、予定どおりだったら、こういう、メイン通りになるんじゃないかということで、彼は、彼女というか。

もう工事が始まっているけれども、更に中止か何かがあるかもしれないという趣旨ですか。

まあ、そうですね。

それで、最初の頃に出てきたお話なんですけど、正に、この処分場候補地の関係で、当初の予定の道路は、鮎川橋北交差点から入って、上諏訪通りを経過して、いわゆる県道日立常陸太田線を通して処分場に向かうということだったという話を、先ほど、あなたのほうでされたかと思いますが。

ああ。

先ほどあなたが言われたのは、当初は、鮎川橋北交差点から入り、上諏訪通りを通して、そして県道37号、いわゆる県道日立常陸太田線を通して処分場というのが当初の予定だったとあなたが言われたから、私は聞いているんですけども。

正確には、主要道路ですね。要するに、処分場を造るときには、主要道路が必要だと。主要道路から、新たに道路を造る場合はということ。

そうすると、今言われたような、正に、この処分場に向かう当初の想定ル

ートとして、この上諏訪通りだったというわけではないということを言われているんですか。

上諏訪通りを想定したと思いますね。

そう思う理由は何なんですか。いつ頃、上諏訪通りを想定ルートとしたということなんですか。

.....

当初というのは、今言われた話がよく分からないから聞いているんですけども。

いや、あれなんですよ。梅林通り、あれを通すようになったというのは、住民説明会を最初に開いたときからなんですよ。その前の検討委員会では、どこだということは明らかにしなかった。

乙第15号証の1、4を示す

乙第15号証の1は、第3回茨城県新産業廃棄物最終処分場整備候補地選定会議次第というものです。それで乙第15号証の4の3ページに、その3つの候補地があって、一番右側が日立なんです、真ん中辺りに想定アクセスルートと書かれていますよね。これについては、被告の準備書面(1)で誤記があると書いていて、その中身は、油縄子交差点から梅林通りを通って、そして県道日立常陸太田線、県道37号線に合流するルートだという話で、ここに想定ルートとして書かれてあるんですけども、これは正に、さっき言った、3つになった段階での想定ルートなんです。ですから、そういう意味では、あなたが言われたような話、その被告の準備書面(1)の43ページに書かれているんですけども、そこには、例えば、最初の、上のほうのルート、まあ、南側のほうについては、山側道路から市道、で、6号に入るわけですけども、山側道路と市道というのはないので、これが誤記だったと。そして、その次の、日立中央、北側のルートについては、国道6号と県道日立常陸太田線の間にある市道等の記載が

漏れているということなので、どちらも、先ほど申し上げた、油縄子交差点から梅林通りに入って県道日立常陸太田線に入るという話については、令和4年の1月27日付けの被告の準備書面（1）に書いてあって、ずっとそれでこの裁判が進んできたところらは認識していたものですから、先ほど言われたので、あれっというところなんですけれども。一応、さっき示しましたけれども、この3つから1つに選ぶ作業ですね。そのために先ほど次第のところを見せたんですが、候補地選定会議の資料を受けて、正に日立に決まったということですから、今のような、油縄子交差点を經過してというのが、候補地を決定するに当たっての想定ルートという話なんですけど。まあ、それは、こちらでずっと申し上げてきたものなんですけど。

ちょっと、詳細はこっちで調べますけれども。

今、私が質問する立場だから。一応、こちらとしては、そういうものを示させていただいたと。そうすると、先ほど言った意味で、こちらが申し上げているというのは、候補地選定会議、正に、最終決定する段階での想定ルートは今のようなものだったということが記載されているということは、ずっとこちらで申し上げてきたというものですので。

原告ら代理人（坂本）

異議があります。質問になってないんじゃないかと思います。

被告代理人

今の、最後は、質問しませんから。

原告ら代理人（五來）

まず、搬入路についてお聞きしますが、あなたが当初、鮎川橋北のところを搬入路というふうに考えたというのは、何か根拠はあったんですか。

いや、ちょっとね、あそこは主要道路、搬入道路はちょっとさすがにイメージがあったような感じがしますが、主要道路、要するに、処分場を造るには主要道路があって、その主要道路に外部搬

入道路をつなぐということなので、主要道路自身が問題ということにはならないという趣旨なんですけどね。

甲第4号証を示す

これは何だか分かりますか。

これは、5月29日に知事が最初に公表するときに、記者会見で配られた資料です。

1ページの図を示します。ここから何が分かりますか。

これは、正に今、話に出た、鮎川橋北から上諏訪通りを通して、太田まで、ありますと。この中には梅林通りの図示がありません。あなたはそれを見て、最初はそういうふうな計画だったというふうに考えたんですね。

はい、そうです。

甲第47号証を示す

一番下のところの意味について先ほど質問がありましたが、あなたは、作成者に、特にこの下の2行のところの意味を聞きましたか。

いや、聞きませんけれども。

じゃあ、聞いてないんですね。

そのとおりだと思いました、私は。

ですから、あなたとしては、先ほどの甲第4号証の資料を見て、上諏訪通りを通るところを搬入路としたことを前提に、これが書いてあるというふうに、そういう趣旨に取ったということなんでしょうか。

はい、そうです。

(以上 玉垣裕子)

水戸地方裁判所

裁判所速記官

千

葉

真由美

裁判所速記官

玉

垣

裕

子